令和4年度(2022年度)障がい者社会参加総合推進事業(視覚障がい者 生活訓練事業等)実施要項

この要項は、令和4年度(2022年度)障がい者障害者社会参加総合推進事業(視覚障がい者生活訓練事業等)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称)

(事業目的)

第2条 視覚障がい者に対する生活支援や情報提供を行い、視覚障がい者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

- 第3条 事業内容を次のとおりとし、その具体的内容は別記1事業仕様書に定める。
 - (1) 視覚障がい者生活訓練事業
 - (2) 点字による即時情報ネットワーク事業
 - (3) 点訳奉仕員・朗読(音訳)奉仕員ステップアップ研修事業
 - (4) 視覚障がい者歩行訓練指導等事業

(個人情報の取り扱い)

第4条 事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、別記2個人情報取扱特記事項を 遵守すること。

附 則

この要項は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。